

確 約 事 項

- 1 振替（払込）日は、各納期の末日としてください。
ただし、市税と保険料は12月は28日が振替日となります。
- 2 浜田市から口座振替等の依頼があったときは当方に通知しないで、所定の振替（払込）日に当方の指定口座から依頼の金額を払い出し、浜田市の指定口座に払い込んでください。
なお、引落とし後の領収証書の発行は必要ありません。
- 3 前項の手続については、当座勘定約定、普通預貯金および納税準備預貯金の規定にかかわらず、当座小切手の振出し、または普通預貯金通帳および同払戻請求書の提出をいたしませんので、所定の方法で処理してください。
- 4 所定振替（払込）日に指定預貯金口座の残高が依頼の金額に満たないときは、当方に通知することなく口座振替等不能として処理されても異議はありません。
- 5 「口座振替（自動払込）済通知書」の送付は、預貯金通帳への記載により、省略することに異議はありません。
- 6 還付金等が発生した場合は、その還付金等を振替依頼口座へ振込みされても差し支えありません。
- 7 貴金融機関が必要と認めた場合は、この契約を解約されても異議はありません。
- 8 振替（払込）不能が続いた場合は、この契約を解約されても異議はありません。
- 9 この取扱いについて、仮に紛議が生じても貴金融機関の責めによるものを除き貴金融機関に迷惑をかけません。